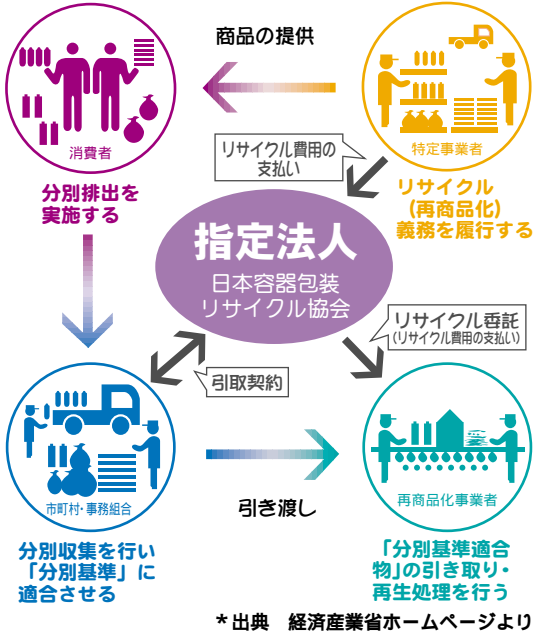


図1 容器包装リサイクル法の仕組み



*出典 経済産業省ホームページより

プラスチックを燃やさず資源化

問 清掃総務課 ☎ 797・7112

はじめに

家庭から排出されるごみの中で、食品の容器や包装に使われたプラスチックの分別収集、資源化の実施については、ごみの有料化に伴う懇談会や市長への手紙等で、多くの方から早急の実施すべき旨のご要望をいただいています。プラスチックを資源化するためには、法律に基づいた処理(圧縮・結束等)をする施設が必要となります。そのため、市では民間事業者が施設の設置・処理を委託する方法で計画をすすめています。

その結果、この施設は、小山ヶ丘2丁目に建設される予定となりましたが、建設予定地周辺の八王子市を含む住民の方から、計画の事前説明がなかったことや何故この場所なのか、施設が稼働すると環境汚染が発生するという意見が寄せられており、マスコミでも報道されているところです。

この計画は、現在焼却処理している容器や包装に使われたプラスチックを、燃やさず埋め立てせず、容器包装リサイクル法に基づいた資源化を図ることにより、循環型社会への転換を目指すとともに、今よりも環境への負荷を低減することを目的としています。

この特集号では、プラスチックの資源化についての内容、状況をお知らせさせていただくとともに、ごみ有料化実施後の直近の状況についてお知らせします。

容器包装リサイクル法について

焼却灰や不燃ごみの埋立地である最終処分場の残余年数が、全国で約13年と逼迫しているなかで、容器や包装に使われた廃棄物は、家庭から排出される一般廃棄物のうち、約6割の容積を占めています。そのため、最終処分場の延命化を図り、資源として有効利用することを目的として容器包装リサイクル法が1995年(平成7年)に制定されました。容器包装

リサイクル法では、図1のよう

に、消費者である市民の方は分別排出、市町村は分別収集・保管、事業者(容器包装を利用して商品を販売する事業者や容器を製造・輸入する事業者)は、リサイクル(再商品化)する義務を負います。この法律では、1997年(平成9年)からガラス製容器やペットボトルが対象となり、2000年(平成12年)からペットボトル以外のプラスチック製容器包装や発泡トレイ、紙製容器包装に

対象が拡大されました。

町田市では、今、プラスチックごみは焼却処理をしています。プラスチックを燃やすと、大量の二酸化炭素の発生やダイオキシン類の放出は避けられません。二酸化炭素は、地球温暖化の一因といわれています。そのため、燃やさずに資源化を図り有効利用することが求められています。

また、燃やすことにより焼却灰も発生します。この焼却灰は、日の出町にある最終処分場、二ツ塚処分場に全量を搬入して埋め立て処理をしています。この処分場は、日の出町住民の皆様のご理解、ご協力をいただいでつくることができた大変貴重な埋め立て地です。ここには、多摩地域25の市と一つの町の住民、約390万人から排出されたごみによる、大量の焼却灰や不燃ごみが搬入されています。日の出町に最終処分をお願している自治体としては、その量を少しでも減らして処分場の

延命化を図る責務があります。対象となるプラスチック製容器包装とは

プラスチックは、軽い、強い、腐食しない、機密性があるなどの特性を生かして、身近な家庭用品や包装材料など、いろいろな製品の素材に使われています。今回、分別収集・資源化の対象として予定しているプラスチックは、食品等の容器や包装に使われたプラスチックです(図2参照)。

資源化するために必要となる施設について

容器や包装に使われたプラスチックを資源化するためには、容器包装リサイクル法で定められた処理をするための施設(中間処理施設)が必要となります(図3・4参照)。

【中間処理施設とは】

家庭から分別排出された容器包装プラスチックは、市町村が収集車で収集し、イ施設に搬入された受入ストックヤードに搬入されます。次に、ロシヨベルロードで投入ホッパーに入れられハ破袋機に送られます。破袋機に送られたプラスチックは、収集用の袋が破袋され、袋に入っていたプラスチックは、二手選別コンベアに送られます。手選別コンベア上では、手作業でプラスチック製容器包装(分別基準適合物)と混入されたプラスチック以外のものや汚れがあるもの、中身が残っているもの(不適物)とに手作業で選別します。ホ選別されたプラスチックは、分別基準適合物として1層四方の立方体に圧縮してバンド締めされます。これを、ベールといい、圧縮は、運搬効率を上げるために空気を抜き容積を小さくするため、破碎することや熱を加えることはありません。へそして、このベールは、ストックヤードに一時保管された後、再商品化

事業者に引き渡されれます。この一連の作業を中間処理といいますが、施設の中間処理施設といいますが、中間処理施設での一連の作業のすべては、活性炭バグフィルタ(脱臭・集塵装置)が備え付けられた建物の中で行われます。

【再商品化事業者への引き渡し基準】

容器包装リサイクル法に基づいて、次のとおり定められています。

【再商品化事業者の引き取り品質ガイドライン】

引き取り形態：圧縮されているもの(ベール)

圧縮とは、単品で圧縮されているということではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機(ベラー等)で圧縮され、結束または梱包等により、形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。

ベールに求められる性状

- ・「安全性」
- ・運搬や保管、移動作業中に荷崩れがないこと。
- ・「衛生性」
- ・ベールから臭気が発生しないこと。
- ・腐敗性有機物が付着、混入していないこと。

図2 対象となる主なプラスチック製容器包装

商品の多くにはこの識別マークがついています

対象となる主なプラスチック製容器包装

ボトル類

食品や日用品のプラスチック製ボトル

たれ・つゆ・ドレッシング・乳酸菌飲料などの容器
洗剤・シャンプー・リンス・ハンドクリームなどの容器
うがい薬・目薬などの容器

フタ類

ペットボトル、空きびん、プラスチック容器などのプラスチック製のフタ

トレイ類

食品のプラスチック製トレイ

クッキー缶の仕切り
果物などのトレイ
惣菜・生菓子などのトレイ
生鮮食品などのトレイ

網・ネット類

食品のプラスチック製ネットなど

みかん・タマネギなどのネット
リンゴ・桃などを包んだ発泡スチロール製ネット

カップ・パック類

食品や日用品のプラスチック製カップ・パック

歯ブラシなどのパック
卵パック・一口ゼリーなどのパック
カップ麺・プリン・インスタント食品・コンビニ弁当などの容器
薬・化粧品・日用品などのケース
薬の包装材料(表がプラスチック・裏がアルミ)

袋・ラップ類

食品や日用品のプラスチック製の袋・ラップ

野菜・そば・パンなどの袋・生鮮食品などのラップ・カップ麺などの薄い外フィルム
インスタント食品・冷凍食品などの袋・あめ・菓子などの包み(内側が銀色のものも可)
衣料品・トイレトーパー・薬・化粧品などの袋・レジ袋

緩衝材類

家電製品の発泡スチロール製緩衝材など

家電製品などを保護した発泡スチロール・エアキヤップ

図3

中間処理施設での処理フロー



イ 受入ストックヤード

家庭で分別された「容器包装プラスチック」は、収集車で収集され施設内の受入ストックヤードに搬入されます。



ロ 投入ホッパー

ストックされた「容器包装プラスチック」は、投入ホッパーに入れられ、破袋機へ送られます。



ハ 破袋機

破袋機に送られた「容器包装プラスチック」は、袋を破られ、手選別コンベアに送られます。



ヘ 製品ストックヤード

ブロック状にされた「容器包装プラスチック」のペールは、ストックヤードに保管された後、再商品化事業者へ引き渡します。



ホ 圧縮結束機

手選別で異物を除去された「容器包装プラスチック」は、圧縮結束機に送られ、ブロック状にプレスされ、バンド締めされます(これをペールといいます)。圧縮は、運搬効率を上げるために空気を抜き、容積を小さくするために、破碎したり、熱を加えることはありません。



ニ 手選別コンベア

人の手により「容器包装プラスチック」以外の物や汚れのある物、中身が残っている物等を除去します。



図5

計画地：町田グランネットタウンE-7区画



図4

これまでの町田市におけるプラスチック製容器包装資源化の取り組み

1997年頃から社会問題化したダイオキシンの対策と、2000年度から容器包装リサイクル法が全面施行されることから、市ではプラスチックごみの分別収集と資源化は緊急の課題としてとらえていました。そのため、市民、事業者、学識経験者等で構成された「町田市廃棄物減量等推進審議会」に、プラスチックごみの処理の在り方について諮問しました。1999年2月に、同審議会より容器や包装に使われたプラスチックは、今後は焼却処理せず、資源化することを目指すべきであるという中間答申をいただきました。この答申を受け、1999年4月より、南地区の一部でプラスチックの分別収集のモデル実験を開始し、全市域での実施を目指しておりました。そのための中間処理施設を、緊急の対応としてリサイクル文化センターの敷地内に計画し、1999年3月に周辺住民の方に計画の説明をしました。しかし、町田市のごみ処理施設が小山田地区に集中していることから、施設の分散化を図るべきとの意見や、当時、東京都杉並区の不燃ごみ中継基地である杉並中継所周辺住民の健康不調の問題が起きていたことから、施設の安全性に疑問を抱く声がおこり、計画の理解を得ることができませんでした。

3 小山ヶ丘の中間処理施設について

た、モデル実験に取り組んでいた南地区の市民の方から、プラスチックの分別収集を何とか継続したいという要望があり、南地区に限定して、2001年10月から中間処理を行う事業者の募集を開始しました。その結果、2002年2月に事業を受託する予定の受託候補者が決まりました。しかし、小山田地区と同様に安全性の議論が再燃したことにより、周辺住民の方の理解を得ることができませんでした。加えて、受託候補者が、貸し倉庫で事業を実施する計画であったことから、実施までの期間が長引くと資金計画にも影響を及ぼすため事業者と協議の結果、やむを得ず7月には計画を断念せざるを得ませんでした。

そのため、周辺住民の方の理解を得るためには、施設の分散化や杉並中継所の安全性が確認される必要がある。そのような中、東京都の杉並中継所周辺環境問題調査委員会の調査結果が出たことや、計画している施設は、不燃ごみの中継基地である杉並中継所と違い、その性格を全く異にしたプラスチック製容器包装のみを扱う中間処理施設であること、ま

具体的には、プラスチックの中間処理施設を民間事業者へ設置してもらい、その施設を活用して資源化を図っていく計画です。この計画では、町市内で中間処理施設が確保でき、その管理運営を行う事業者を、公募形式で2005年1月21日から4月20日の間にわたり、募集しました。施設を建設できる場所は、工業地域が準工業地域に限定されますが、23社から問い合わせがあり、最終的に2社から事業の参加申請書が提出されました。この2社について、事業者の要件、施設の要件を審査したところ、2社とも要件を満たしていませんでしたので、見積りによる選

考の結果、最終的に(株)佐久間を本事業の候補者(受託候補者)として決定しました。同社は、既に千葉県下6市の自治体のプラスチック製容器包装の中間処理を行っている会社です。今回、同社が施設建設予定地として確保した場所が、小山ヶ丘2丁目2番6及び2番13であり、相原・小山地区画整理事業地内の町田グラウンドタウン業務ゾーン・生産業務A地区です(図5参照)。

4 施設の環境対策

大気保全・臭気対策
家庭から排出されるプラスチック製容器包装は、付着物を除いて排出するのがルールになりますので、基本的に臭気は発生しません。一部、食品の残さなどが付着したままのプラスチック製容器包装が混入していることも想定されますので、臭気の漏れを防ぐために、不適物を取り除く手選別ラインを作業室として区切り、その室内を集中的に脱臭し、施設内の臭気、粉塵は、活性炭脱臭機や集塵機をとおして屋外に排出されます。

騒音対策

計画地は、準工業地域に指定されています。その騒音規制値は昼間60デシベルですが、隣接境界上で56デシベルに抑えるように計画されています。

排水対策

プラスチック製容器包装を洗浄することはありません。排水は、作業による施設内の清潔を保つため、機械に付着した食品残さなどを洗い流すだけであり、汚濁度の低いものとなります。このような洗浄水は、ごみを取り除いて公共下水道に排水されます。

振動

プレス機の動きは非常に緩やかなものであるため、周囲に影響するような振動は発生しません。

施設の前面道路を多摩境駅側から尾根幹線方向に向かう一方通行で使用するため、右折による進入・退出の渋滞は発生しません。また施設に搬入する車両台数は、1日あたり延べで約40台、施設からペールを搬出する車両台数は、1日あたり4〜5台を想定していますので、ほとんど影響はないものと考えています。

5 事業の進捗状況について

2005年9月28日に、受託候補者である(株)佐久間が、早期周知を目的とした「町田市住みよい街づくり条例」に基づく説明会を開催しましたが、条例に基づく関係住民等への周知範囲が、施設建設予定地から50メートル以内を有する者になることや、市が出席しなかったことを理由に不成立に終わりました。この説明会は、同条例に基づく説明会のため、(株)佐久間が先行して開催したものです。その後、市では、小山連合町内会からの要請を受け、10月23日に市主催の説明会を開催しました。八王子市民を含めて1000人以上の参加者がありました。また、市への不満や抗議の声で、残念ながら説明をさせていただけませんでした。

また、11月19日には、小山地区の方を対象に市主催の説明会を開催しました。他市の方を含めて、約1200人の参加者がありました。市からの事前説明がなかったことへの不満や建設予定地が小山ヶ丘になった理由、周辺環境への環境汚染の心配等のご意見を多くいただきました。

今後、八王子市民の方への説明を含めて、皆さんにこの事業の必要性をご理解していただくために、市としても積極的に説明会を開催していく予定です。

6 Q&A

Q 中間処理施設で圧縮・梱包されたプラスチックは、どのように資源化されるのか。
A 容器包装リサイクル法に基づく資源化は、次の5つの方法があります。どの方法によるかは、関係事業者が設立した(財)容器包装リサイクル協会が毎年入札を行い、引き渡し事業者が決定されます。
プラスチック原料化
プラスチック製品の原料として使われ、新たなプラスチック製品に生まれ変わります。
液化して、化学工業等の原料または燃料として利用されます。
ガス化
水素及び一酸化炭素のガスにして、化学工業等の原料または燃料として利用されます。
高炉原料化
製鉄所で鉄鉱石を溶かして鉄にする際の還元剤として、コークスの代わりに利用されます。
コークス炉化学原料化
コークス炉において、水素及びメタン、炭化水素油、コークス等を回収して、鉄鋼製造の原料や燃料として利用されます。
Q 小山ヶ丘の中間処理施設では、1日どれくらいの量が処理されるのか。
A 1日当たり約20トンを予定しています。
Q プラスチック製容器包装以外のもので(不適物)は、どのように処理されるのか。
A 手作業で選別した不適物は、種類ごとに分別され、リサイクル文化センターに運ばれ、適正に処理されます。

ことを前提とした施設になりますので、市の方からも十分な説明をさせていただきます。
Q なぜ、小山ヶ丘2丁目の場所になったのか。市が斡旋したのか。
A 用地の確保を含めて委託事業者を公募した結果、受託候補者に決定した事業者が計画した場所が小山ヶ丘2丁目でした。したがって、市がその用地を斡旋したということはありません。
Q 小山ヶ丘2丁目は、このような施設を建設する場所として適地なのか。
A 都市計画法上では、このような施設は、準工業地域または工業地域以外の場所には設置できません。今回、市の公募による事業者の要件として、町田市内において準工業地域または工業地域のいずれかに、この中間処理業務を行う施設が整備されていること若しくは整備できることを条件としていますので、適地でないといえませんが、

Q 他の市町村では、どうしているのか。
A 全国では、約1300の市町村がプラスチック製容器包装を容器包装リサイクル法に基づいて資源化しており、そのための多くの施設が稼働しています。
Q 杉並病と同じような健康被害の発生が心配です。
A いわゆる杉並病は、東京都の不燃ごみ中継基地である杉並中継所周辺住民の方が健康不調や異臭の発生を訴えたものです。この施設は不燃ごみの中継基地のため、色々なごみが混入した施設です。今回、小山ヶ丘に計画している施設は、分別して排出された容器や包装に使われたプラスチックのみを、容器包装リサイクル法に基づいて圧縮・保管する施設であり、杉並中継所とは、その性格を全く異にしております。したがって、

小山ヶ丘に建設予定の施設が、周辺環境に影響を及ぼすとは考えられません。
なお、現在の杉並中継所は、一部、施設の改善もを行い、周辺環境に影響を及ぼしていることはありません。
下の表は、いわゆる杉並病で話題になった不燃ごみの中継基地「杉並中継所」での環境調査結果と、すでに稼働している長野市の容器包装プラスチック類の圧縮・保管施設(本市で計画しているものと同様の施設)での調査結果、さらには、環境省で取りまとめた全国調査結果などを比較しやすいようにひとつの表にまとめたものです。

この環境省の調査は、全国数百箇所で実施されていますが、例えば、表の上段のベンゼンについては約450か所で測定されています。そのうち、今回の予定地に地理的に最も近いと思われる八王子市の片倉町での調査結果を見ると、全国平均とほぼ同等の結果となつていますが、すでに容器包装リサイクル法に基づく施設が稼働している長野市の清掃施設センター周辺の測定結果と比較すると、むしろ長野市の方が若干低い結果になっています。

この環境省の調査は、大気汚染防止法に基づき地方公共団体が実施している有害大気汚染物質の大気環境モニタリングについて、環境省の調査結果と併せてまとめたものです。調査は、19物質を対象としていますが、大気中の濃度は概ね横ばいか又は改善傾向にあります。

これらの物質の測定結果を見ると、例えば、ベンゼンに限らず、その他の物質についても、杉並中継所周辺や長野市清掃センター周辺だけに特有のものではないことがわかります。

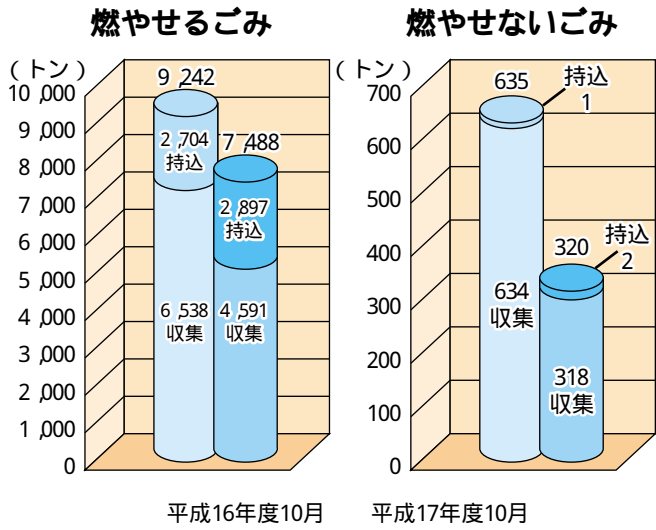
単位: µg/m³(N)

杉並中継所及び長野市清掃センター周辺大気環境調査結果と環境省取りまとめ大気環境全国調査結果との比較

項目	杉並区 平成16年度環境モニタリング調査結果 (排気塔・換気塔、周辺4地点、対照2地点)(平成17年2月)											長野市清掃センター 平成16年度周辺大気環境測定調査結果 (平成16年11月と17年2月調査結果の平均値)				環境省取りまとめ 平成16年度大気環境 モニタリング全国調査結果		環境基準 (注2)	環境省 指針値 (注3)
	排気塔系 脱臭塔 入口	排気塔	コンテナ ストックヤード系 活性炭前1	コンテナ ストックヤード系 活性炭前2	換気塔	規制 基準 (注1)	周辺東	周辺西	周辺南	周辺北	杉並 第十 小学校	高井戸 第二 小学校	大豆島老人 憩いの家 (施設東330%)	サンマリー ながの北側 (施設西310%)	松岡 第2公園 (施設北270%)	平成16年度 全国平均	平成16年度 八王子市 片倉町		
1 ベンゼン	2.3	<0.4	1.4	1.5	<0.4	100,000	1.0	1.3	0.9	1.2	1.0	1.0	1.6	1.5	1.6	1.8	1.9	3	-
2 ジクロロメタン	38	49	6.4	4.8	1.8	200,000	1.5	1.5	1.5	1.6	1.0	1.3	2.0	1.3	1.4	2.6	3.1	150	-
3 トリクロロエチレン	0.8	<0.6	0.7	0.8	<0.6	300,000	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	0.7	0.7	0.9	1.0	1.3	0.93	1.4	200	-
4 テトラクロロエチレン	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	300,000	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	<0.8	<0.2	<0.2	<0.2	0.38	0.50	200	-
5 アクリロニトリル	0.5	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	-	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.1	<0.1	<0.1	0.11	0.0038	-	2
6 塩化ビニルモノマー	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	100,000	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.03	<0.03	<0.03	0.083	0.078	-	10
7 クロロホルム	0.6	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	200,000	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	<0.6	0.10	0.09	0.09	0.26	0.17	-	-
8 1,2-ジクロロエタン	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	200,000	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.06	0.06	0.06	0.15	0.17	-	-
9 1,3-ブタジエン	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	-	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.17	0.15	0.17	0.26	0.30	-	-
10 トルエン	170	2.8	99	54	2.6	200,000	8.3	9.6	6.0	7.3	5.5	7.9	5	5	6	-	-	-	260
11 キシレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	-	-	870
12 エチルベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	3,800
13 スチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	<1	2	-	-	-	220
14 フタル酸ジ・2-エチルヘキシル	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.03	<0.03	<0.03	-	-	-	120
15 アセトアルデヒド	31	3	10	7	3	-	<2	<2	<2	<2	<2	<2	3.3	2.8	2.7	2.9	3.1	-	48
16 ホルムアルデヒド	4.3	<0.9	2.9	2.9	1.4	70,000	1.6	1.6	1.4	1.6	1.9	1.6	7	2.4	3.7	3.2	2.9	-	100
17 トルエンジソシアネート	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-	-	-	-
18 酸化エチレン	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	90,000	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.07	0.07	0.06	0.10	0.053	-	-

注1 規制基準 東京都環境確保条例に基づく排出口の基準(mgをµgに換算)
注2 環境基準 環境基本法により、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。
注3 環境省指針値 指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。なお、印の数値は室内空気中化学物質の室内濃度指針値です。
注4 表中の記号「<」は、その値「未満」を表します。
*出典 杉並区及び長野市ホームページより

燃やせるごみは19%の減量
燃やせないごみは50%の減量



10月からの「ごみの有料化」と「戸別収集」の実施に対する市民の皆さんのご理解とご協力により、ごみの減量に大きな成果を出すことができました。
家庭及び小規模事業所から燃やせるごみの収集量は、前年の同時期と比べ30%減量しました。
しかし、清掃工場への燃やせるごみの持込量が7%増加したため、全体では19%（1753トン）減量となりました。

燃やせるごみ

1か月間でごみ収集車

約877台分
減量

有料化実施後のごみと資源物の収集量について（対前年同月比）

(単位: kg)

Table with 15 columns: 可燃ごみ (収集, 持込, 合計), 不燃ごみ (収集, 持込, 合計), 資源物 (紙資源等, ペットボトル, トレイ, 紙パック, ビン, カン, 合計). Rows include October 2016, October 2017, and percentage changes.

トレイを出すときはルールを守って!

町田市では、ごみの減量とリサイクルに積極的に取り組んでいるスーパーなどのリサイクル推進店に白色発泡トレイの回収ボックスを設置しています。

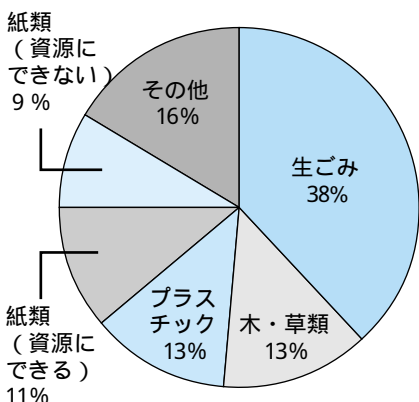
白色発泡トレイが出せるリサイクル推進店が増えました。ご利用下さい。

Table listing recycling stores: 店舗及び公共施設名, 所在地. Includes Agri House Shusei, Food stores, Sanrin Center, and South Collection Office.

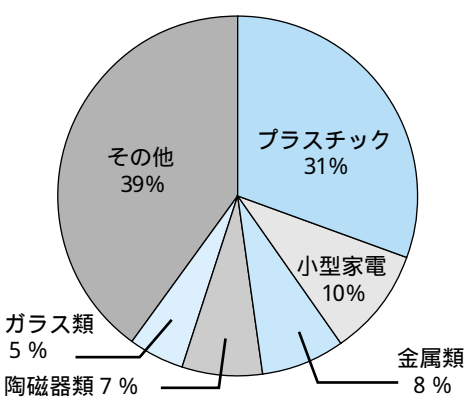
ビンやペットボトルを出すときは

ビンやペットボトルのふたは必ず取って下さい。金属のふたはカンの回収ケースへ。プラスチックのふたは燃やせるごみ（小山ヶ丘の方は燃やせないごみ）で出して下さい。

燃やせるごみ



燃やせないごみ



ごみの有料化開始前、8月の調査結果では

資源化できる紙が11%も混入

町田市では「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に出されているごみに、どんなものが混入しているのかを、三輪緑山（戸建住宅）、鶴川（団地）、森野（集合住宅）で2005年8月に調査しました。
【燃やせるごみ】調査の結果、「燃やせるごみ」の中に重量比で約11%もの再利用できる「紙類」が含まれていました。
【燃やせないごみ】「燃やせないごみ」の中にはルール違反ごみが27%も出されていました。
主なものは、生ごみ約1%、紙類約3%、古着などの繊維類約6%、有害ごみ約0.5%、木・草類約1%、粗大ごみ約4%、その他集積所に出せないごみ約2%などでした。

ごみの指定収集袋取扱店が増えました

平成17年9月1日～11月25日受付分

Large table listing designated collection bag handling stores across various districts like 相原町, 小野路町, 小山ヶ丘, etc.